

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年8月22日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第48号 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

第2 議案第49号 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

第3 議案第50号 教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 台風接近に伴う学校施設貸出の休止について(資料2)

第3 台風接近に伴うすみだわんぱく砦の休館について(資料3)

第4 墨田区文化財保護審議会委員の永年勤続に伴う感謝状の贈呈について(資料4)

議案第 48 号

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙のとおり改正する。

（提案理由）

区立中学校の部活動における教員の負担軽減等を図るため、部活動を教育活動の一環として明確化し、その指導業務を校務として学校の所属職員以外の者に対して委嘱できることとする等のほか、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則(昭和53年墨田区教育委員会規則第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(校長の職務) 第5条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第37条第4項及び同項を準用する法第49条に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。 ・ [略] 前各号に規定するもののほか、職務上委任され、又は命令された事項に関すること。 2 [略] (職員会議) 第11条の3 [略] 2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。 [略] 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聴くこと。 [略] 3・4 [略] (事務の共同実施) 第11条の7 [略] (部活動) 第11条の8 <u>中学校は、教育活動の一環として部活動を設置し、及び運営するものとする。</u> 2 <u>中学校の校長は、所属職員(事務職員等を除く。以下次項において同じ。)に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。</u> 3 <u>中学校の校長は、所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。</u> 4 <u>中学校は、部活動の年間目標、指導方針、指導内容、指導方法等(以下「指導方針等」という。)を定め、前2項の規定に基づき部活動の指導業務を行う者は当該部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならない。</u>	[同左] 第5条 [同左] ・ [略] 前各号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。 2 [略] [同左] 第11条の3 [略] 2 [同左] [略] 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。 [略] 3・4 [略] [同左] 第11条の7 [略] [新設]

5 <u>中学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。</u> (企画調整会議)	
第11条の9 <u>小中学校に、企画調整会議を置く。</u>	〔新設〕
2 <u>企画調整会議は、校長の補助機関として、校務に関する企画立案、連絡調整その他校長が必要と認める事項を取り扱う。</u>	
3 <u>企画調整会議の構成員は、校長、副校長、主幹教諭その他校長が必要と認める者とする。</u>	
4 <u>前3項に規定するもののほか、企画調整会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。</u> (指導要録及び抄本)	〔同左〕
第16条 〔略〕	第16条 〔略〕
2 <u>施行規則第24条第2項及び第3項の規定による指導要録の抄本及び写しの送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にしなければならない。</u> (出席停止)	2 <u>施行規則第24条に規定する指導要録の抄本及び写しの送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にしなければならない。</u> (同左)
第19条の2 教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を<u>命ずる</u>ことができる。 ～ 〔略〕	第19条の2 教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を<u>命じる</u>ことができる。 ～ 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 教育委員会は、意見の聴取を行うに<u>当たっては</u>、児童又は生徒及び保護者に対して、あらかじめ、意見の聴取を行う理由、期日及び場所を文書で通知しなければならない。ただし、緊急に意見の聴取をする必要があるときは、この限りでない。	4 教育委員会は、意見の聴取を行うに<u>あたっては</u>、児童又は生徒及び保護者に対して、あらかじめ、意見の聴取を行う理由、期日及び場所を文書で通知しなければならない。ただし、緊急に意見の聴取をする必要があるときは、この限りでない。
5 児童又は生徒及び保護者は、意見の聴取に<u>当たっては</u>、意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。	5 児童又は生徒及び保護者は、意見の聴取に<u>あたっては</u>、意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。
6 〔略〕	6 〔略〕
7 教育委員会は、出席停止を<u>命ずる</u>ことを決定した場合は、保護者に対して、理由及び期間を記載した文書を交付しなければな	7 教育委員会は、出席停止を<u>命じる</u>ことを決定した場合は、保護者に対して、理由及び期間を記載した文書を交付しなければな

らない。 8・9 〔略〕 10 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。	らない。 8・9 〔略〕 10 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。
---	---

付 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第11条の9を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 49 号

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

6 墨 総 法 条 第 1 4 号

令 和 6 年 8 月 2 1 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本

亭



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

2 提案理由

より充実した幼児教育及び効率的な幼稚園運営を実施するため、近隣の教育・保
育施設の設置状況等を踏まえ、墨田区立八広幼稚園を廃止する必要がある。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
墨田区立緑幼稚園～ 墨田区立柳島幼稚園	〔略〕	墨田区立緑幼稚園～ 墨田区立柳島幼稚園	〔略〕
〔削除〕		墨田区立八広幼稚園	東京都墨田区八広五 丁目 1 2 番 1 5 号
墨田区立菊川幼稚園 ・ 墨田区立立花幼稚園	〔略〕	墨田区立菊川幼稚園 ・ 墨田区立立花幼稚園	〔略〕

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

6 墨総法条第15号

令和6年8月21日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本

亭



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部改正を踏まえ、介護補償額を改定する必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(介護補償) 第11条 〔略〕 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万7,950円</u>を超えるときは、<u>17万7,950円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>8万1,290円</u>以下であるときに限る。）。<u>8万1,290円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万8,980円</u>を超えるときは、<u>8万8,980円</u>）	〔同左〕 第11条 〔略〕 2 〔同左〕 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万2,550円</u>を超えるときは、<u>17万2,550円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万7,890円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万7,890円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万6,280円</u>を超えるときは、<u>8万6,280円</u>）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万600円以下であるときに限る。）。 4万600円

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が3万8,900円以下であるときに限る。）。 3万8,900円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

6 墨総法条第16・17号

令和6年8月21日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本

亭



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和6年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区認定こども園条例を廃止する等の条例

2 提案理由

保育環境及び社会情勢の変化を踏まえ、認定こども園を認可保育所へ移行させることに伴い、墨田区認定こども園条例を廃止し、墨田区保育所条例の一部改正を行うほか、その他の関係条例について、所要の規定整備をする必要がある。

※墨田区子ども読書活動推進条例について、墨田区認定こども園条例の廃止に伴い、所要の規定整備をする。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、墨田区保育所の設置及び運営に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

4 提出条例案

別紙のとおり



墨田区認定こども園条例を廃止する等の条例（案）新旧対照表

第2条による改正（墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号））

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
墨田区江東橋保育園 ～墨田区横川さくら 保育園分園	〔略〕	墨田区江東橋保育園 ～墨田区横川さくら 保育園分園	〔略〕
墨田区たちばな保育 園	墨田区立花三丁目2 1番16号	〔新設〕	
墨田区八広保育園	墨田区八広三丁目7 番5号	〔新設〕	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（墨田区保育所条例の一部改正に伴う準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の墨田区保育所の設置及び運営に係る必要な手続その他の準備行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の墨田区保育所条例の規定の例により行うことができる。

（墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正）

- 3 墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）」を削る。

第2条中「及び認定こども園」及び「又は認定こども園」を削る。

（墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正）

- 4 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園」を削る。

（墨田区子ども読書活動推進条例の一部改正）

- 5 墨田区子ども読書活動推進条例（平成30年墨田区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保育所等」を「保育所」に改め、「及び墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）に規定する認定こども園」を削る。

※ 付則第3項の規定による墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（目的） 第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。 （特別保育） 第2条 区長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された保育必要量（第1号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。）の範囲内の保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める	〔同左〕 第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）<u>及び墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）</u>において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。 〔同左〕 第2条 区長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された保育必要量（第1号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。）の範囲内の保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める

保育所において次に掲げる特別保育を行う。 (1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (4)～(7) 〔略〕	保育所及び認定こども園において次に掲げる特別保育を行う。 (1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。 (4)～(7) 〔略〕
---	---

※ 付則第4項の規定による墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者負担額の徴収) 第4条 区長は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した保育所又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を利用する保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者。以下「保護者等」という。）から、前条第2号又は第3号に掲げる利用者負担額（以下「保育料」という。）を徴収する。	〔同左〕 第4条 区長は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した保育所、<u>墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園</u>又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を利用する保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者。以下「保護者等」という。）から、前条第2号又は第3号に掲げる利用者負担額（以下「保育料」とい

う。)を徴収する。

※ 付則第5項の規定による墨田区子ども読書活動推進条例の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(地域での取組) 第7条 地域においては、家庭、学校、幼稚園(墨田区立幼稚園設置条例(昭和43年墨田区条例第25条)に規定する幼稚園をいいます。)、<u>保育所</u>(墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)に規定する保育所をいいます。)、児童館等(墨田区児童館条例(昭和46年墨田区条例第20号)に規定する児童館及び墨田区コミュニティ会館条例(平成6年墨田区条例第33号)に規定するコミュニティ会館をいいます。)、ボランティア団体、特定非営利活動法人等が互いに協力して、子どもが区立図書館(墨田区立図書館条例(平成27年墨田区条例第48号)に規定する図書館をいいます。以下同じ。)及びコミュニティ会館の図書室を積極的に活用するよう促進するとともに、子どもの読書活動の推進に努めるものとします。	[同左] 第7条 地域においては、家庭、学校、幼稚園(墨田区立幼稚園設置条例(昭和43年墨田区条例第25条)に規定する幼稚園をいいます。)、<u>保育所等</u>(墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)に規定する保育所及び<u>墨田区認定こども園条例(平成28年墨田区条例第59号)</u>に規定する認定こども園をいいます。)、児童館等(墨田区児童館条例(昭和46年墨田区条例第20号)に規定する児童館及び墨田区コミュニティ会館条例(平成6年墨田区条例第33号)に規定するコミュニティ会館をいいます。)、ボランティア団体、特定非営利活動法人等が互いに協力して、子どもが区立図書館(墨田区立図書館条例(平成27年墨田区条例第48号)に規定する図書館をいいます。以下同じ。)及びコミュニティ会館の図書室を積極的に活用するよう促進するとともに、子どもの読書活動の推進に努めるものとします。

議案第 50 号

教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

6 墨企財第 4 1 7 号
令和 6 年 8 月 2 0 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山 本 亨



令和 6 年度墨田区一般会計補正予算案（第 6 号）の作成に伴う
意見聴取について

令和 6 年度墨田区議会定例会 9 月議会に提案する令和 6 年度墨田区一般会計補正予算案（第 6 号）のうち、教育に関する事務に係る部分については、別紙のとおりとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を聴取します。



令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第6号)案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳入)

(単位:千円)

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
諸収入			5,416	15,517	20,933
	雑入		5,416	15,517	20,933
	雑入		5,416	15,517	20,933

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第6号)案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳出)

(単位:千円)

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
教育費			13,665,835	15,517	13,681,352
	小学校費		6,588,582	10,836	6,599,418
		学校管理費	3,805,232	0	3,805,232
		教育振興費	58,357	0	58,357
		学校給食費	1,487,529	0	1,487,529
		学校保健費	110,289	10,836	121,125
		学校施設建設費	1,127,175	0	1,127,175
	中学校費		2,343,741	4,681	2,348,422
		学校管理費	1,543,426	0	1,543,426
		教育振興費	107,762	0	107,762
		学校給食費	642,472	0	642,472
		学校保健費	50,081	4,681	54,762

補正予算概要

1 目 的

令和6年3月末をもって、墨田区学童災害共済制度は廃止となった。見舞金の申請期限が令和6年7月1日であり、給付申請が終了したことから、学童災害共済基金を処分し、一般財源への繰り入れを行う。

一般財源への繰り入れにあたっては、制度を維持してきた趣旨から、学校保健に係る用途として、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備を目的とし、180cmのパーティションを備えること、学校保健室備品のさらなる充実を図ること、の2つを大きな目的として活用する。

2 歳入予算額

15,517千円

[内訳]

(1) 雑入 学童災害共済基金からの受入 15,517千円

3 歳出予算額

15,517千円

[内訳]

(1) 小学校費 学校保健費 学校保健管理(学校運営費標準措置)

10,836千円

パーティション購入 2,950,000円

保健室用備品購入 7,550,000円

備品廃棄物 収集運搬 161,000円

備品廃棄物 処分 175,000円

(2) 中学校費 学校保健費 学校保健管理(学校運営費標準措置)

4,681千円

パーティション購入 850,000円

保健室用備品購入 3,667,000円

備品廃棄物 収集運搬 79,000円

備品廃棄物 処分 85,000円

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実							主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	
	■校内別室学級の運用												
	■巡回教員の活用												
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	
	■関係機関との連携												
	■現状の把握・分析												
実績	7月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援並びに巡回教員による支援員へのヒアリング ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍生徒の教育活動の実施及び体験生徒の受け入れ ■巡回教員の活用（拠点校：吾孺立花中、巡回校：本所中、豎川中、寺島中、文花中） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■関係機関との連携 ・適応指導教室【ステップ学級】連絡会開催（7/3） ・自立支援教室【サポート学級】連絡会開催（7/19） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		2	事業名	学力向上新3か年計画（第3次）の推進							主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■墨田区学習状況調査の実施（4/23）		■調査結果速報値集約	■指導のポイント作成 ■調査結果（速報値）	■教委報告	■議会報告 ■指導のポイント配信 ■学習ふりかえり ■学力向上ヒアリング	■調査結果公表（HP）			■学習ふりかえり		（4月）	
	■全国学力・学習状況調査の実施（4/18）			■調査結果			■調査結果公表（HP）						
	■児童・生徒へのメッセージ発出						■児童・生徒・教員へのメッセージ発出			■教員へのメッセージ発出			
実績	7月実績 ■指導のポイント作成：指導のポイント作成委員会 7/4 実施 ■墨田区学習状況調査・調査結果（速報値） 7/4 報告 ■全国学力・学習状況調査・調査結果 7/29 公表 進捗：○												

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他()

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		3	事業名		墨田区教育センターの開設						主管課	すみだ教育研究所		
執行計画	4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■事業内容調整 ■初度調弁調整		■庁内連絡会 ■初度調弁調整	■議会報告 ■関連規則制定・改正	■各課の事業移転準備進捗確認		■人事関連事務 ■初度調弁納品確認	■移転準備 ■オープンセレモニー	■教育センター開設					■新年度準備
実績	7月実績 ■事業内容調整：教育センター開設準備代表者会議の開催（7/2）、各事業所への移設に関するヒアリング ■初度調弁調整：物品・委託内容の選定・発注 ■規定整備：条例施行規則等の制定・関連規則等の改正（7/18）、教育センターの開設に伴う規則等の改正依頼（7/24） ■開設後運用の検討：事業間の連携、様式統一、資料電子化 ■現地確認等：工事前現地確認（7/3） 進捗：○													

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他（ ）

台風接近に伴う学校施設貸出の休止について

1 趣旨

台風7号の接近に伴い、全区立小中学校の体育館等（旧学校施設を含む。）の学校施設開放事業に係る貸出を休止する。

本件については、急施を要したため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が決定した。

2 休止期間

令和6年8月16日（金）

3 区民等への周知

区公式ホームページに掲載及び利用予定団体へ電話連絡

台風接近に伴うすみだわんぱく砦の休館について

1 趣旨

台風7号の接近に伴い、安全管理上必要な期間について、すみだわんぱく砦（押上一丁目47番、わんぱく天国内）を一時休園する。

本件については、急施を要したため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が決定した。

2 休園期間

令和6年8月16日（金）から令和6年8月17日（土）まで

3 区民等への周知

（1）区公式ホームページに掲載及び現地に掲示

（2）区公式 X（旧 Twitter）及び Facebook で周知

墨田区文化財保護審議会委員の永年勤続に伴う感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、同要綱細目基準地域教育支援課11号に基づき、墨田区文化財保護審議会委員に対し感謝状を贈呈した。

（贈呈基準）

「委員歴5期10年以上の者」に該当する。

被贈呈者	委嘱歴	贈呈主体	贈呈年月日
たにがわ あきお 谷川 章雄	第6期から第21期 (平成4年7月から) 平成19年7月にも感謝状 を贈呈している。	教育長	令和6年7月26日(金) 第22期第1回 墨田区文化財保護審議会
いまい いたる 今井 達	第16期から第21期 (平成24年7月から)		
しおざわ ひろき 塩澤 寛樹	第16期から第21期 (平成24年7月から)		
なかの たつや 中野 達哉	第16期から第21期 (平成24年7月から)		
おざわ ひろむ 小澤 弘	第17期から第21期 (平成26年7月から)		